住宅と生活の再建に関する大切なお知らせ 2019.11.3

テーマ 住宅応急修理制度 と 住宅の無償提供、応急仮設住宅

家が浸水被害をうけた世帯に、災害救助法にもとづく支援制度があります

その1「応急修理制度」は 行政が住宅改修費の一部(59万5千円まで)を業者に払って修理をする制度です その2「住宅の無償提供」や「応急仮設住宅は」、応急修理では生活できない場合に、別に住む家の確保に関 する支援です

大切なポイントを紹介します

★ 応急住宅修理

対象世帯は、原則 持ち家であること

一部損壊(準半壊)、半壊、大規模半壊の被害をうけた(り災証明書が必要)

台風被害と直接関係のある住居(床、屋根など)の修理(家電、家具は対象外)

建具は、玄関、トイレ、浴室、主寝室、外部サッシ、配管などが対象(生活に不可欠な部分)のみ

一部損壊(準半壊)の上限は30万円まで、

同一世帯に2以上の世帯が住んでいる場合、1世帯分が限度額

特に大事なことは、行政が工務店にお金を払う制度なので、先にお金を払ってしまうと対象になりません。

手続き ①申請者が行政に申請 ②申請者が業者に見積もり依頼 ③業者が行政に見積提出 ④市が業者に修理依頼 下記のような住宅の無償提供または応急仮設住宅を利用する場合、応急修理制度は利用できません。

★ 住宅提供(各行政ホームページ | | 月 | 日で確認した情報と新聞記事より)

自治体名	応急仮設住宅	公営住宅提供	民間アパート家賃補助
大子町	15戸 最大2年	町営、県営住宅を一時的に無償提供	2人以下月6万円、3人以上7万円、
常陸太田市		市営、県営住宅を一時的に無償提供	5人以上9万円
市性人田巾		中呂、宗呂仕七を一時的に無慎提供	原則半年 最長 2 年間
常陸大宮市	11戸 最大2年	市営 年まで使用料免除	月3万補助 半年
ひたちなか市		市営住宅 2戸 3か月 最大 6か月	
		市営、県営、国の宿舎の無償提供	2人以下月6万円、3人以上7万円、
水戸市		6か月 最長 年	5人以上9万円
		受付 茨城県住宅管理センター	原則半年 最長 2 年間

発行 たすけあいセンター「JUNTOS」(2015年の常総の水害後、被災者支援と復興に取り組んでいます)

Tel:0297-44-4281、090-8854-0831(横田) eメール: info@npocommons.org

< www.juntos-joso.org >

このサイトに常総水害の際に発行した

豪雨災害に備えるガイド

水害にあったときに

情報紙や各種提言があります





